

# 新庁舎基本設計の概要をお知らせします

基本理念  
賑わいを創り 安心して心豊かに暮らせる 郷土づくりの拠点



敷地南東から見た外観イメージ



敷地北側の県道96号線（旧国道442号）から見た外観イメージ

## 外観の特徴

### 《伝統》 伝統的町並みの白壁をイメージ

バルコニーの腰壁は城下町の白壁をモチーフ（題材）とし、水平を強調した連続的な白壁により、『八女福島伝統的建造物群保存地区』の伝統的な町並みを連想させる。

### 《歴史》 温もりのある八女産木材等の活用

城下町の格子窓や伝統工芸の竹細工をモチーフとした八女産材の木製ルーバーを活用し、温もりと開放感のある外観とする。歴史と資源豊かな八女をPRするランドマーク（象徴的建物）を創る。

### 《自然》 周辺環境に配慮した雑壇型庁舎

建物上層階をセットバック（後退）させ茶畑をモチーフとした雑壇状の形態とし、周辺への圧迫感を軽減するとともに、伝統的な町並み景観との調和を図る。

## 配置計画



## 計画概要

### 計画地概要

- 所在地：福岡県八女市本町647番地
- 敷地面積：約15,500㎡  
※拡張予定
- 用途地域：商業地域
- 地域地区等：八女市文化的景観計画区域
- 防火地域等：準防火地域

### 建築概要

- 規模：地上5階建
- 構造：基礎免震構造、鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート梁）
- 建築面積：約4,600㎡
- 延床面積：約11,000㎡（新庁舎棟）、約1,000㎡（おもいやり駐車場 / 公用車庫庫 / 屋外倉庫等）
- 最高高さ：22.1m
- 駐車台数：約310台  
※増台予定

### 今後の予定

- 令和2年度 新庁舎実施設計、敷地内樹木・構造物等撤去・移設工事
- 令和3～5年度 埋蔵文化財発掘調査、新庁舎建設工事、新庁舎開庁、旧庁舎解体、外構工事（事業完了）

- 基本方針① 「市民を守る安全で安心な庁舎」**  
免震構造の採用  
防災拠点として、十分な耐震性能を確保するため免震構造を採用し、災害時に人やオフィス家具等の転倒を防ぐとともに、仕上材や設備機器の損傷を防止する。被災直後も業務を継続し災害対策活動を行える計画とする。
- 基本方針② 「市民が使いやすい庁舎」**  
安心・快適に利用できる動線計画  
敷地内は歩車分離により安全な動線計画とし、車寄せやおもいやり駐車場には庇を設けることで、雨に濡れずに新庁舎へとアプローチできる計画とする。
- 基本方針③ 「機能的かつ効率的なサービスを提供できる庁舎」**  
将来のレイアウト変更に対応可能なオープンプラザ  
執務室は基本的に間仕切りのない大空間とし、柔軟性の高い、将来の組織改編にも柔軟に対応できる計画とする。
- 基本方針④ 「まちづくりに貢献する開かれた庁舎」**  
人々の交流を促進する市民開け計画  
市民および職員が用途に応じた多目的に利用できるように大・中・小の会議室等を設ける。集約配置した会議室等は可動間仕切りの開閉によって、一体的に利用可能な計画とする。
- 基本方針⑤ 「環境に配慮した経済的な庁舎」**  
環境にやさしいエコ庁舎  
エコボイド（吹抜け）を設置し、自然採光・自然換気・太陽光発電等の自然エネルギーを活用する。また、遮熱・断熱ガラスや木ルーバー、バルコニーを設置し、建物への熱負荷を低減するとともに、LED照明やセンサー付照明、節水型便器等の省エネ機器を採用する計画とする。
- 基本方針⑥ 「誰もがわかりやすく利用しやすい窓口計画」**  
市民の利用頻度が高い窓口を1階に集約し、わかりやすく誰にでも利用しやすい窓口とする。
- 放エリア**  
市民が立ち寄りやすい1階に「まちの茶屋（仮称）」「情報の町家（仮称）」「市民協働会議室」等の市民開放エリアを設ける。市民が気軽に利用でき、市民の交流促進により市全体の経済好循環と活性化に寄与する計画とする。
- 市民開け計画**  
市民および職員が用途に応じた多目的に利用できるように大・中・小の会議室等を設ける。集約配置した会議室等は可動間仕切りの開閉によって、一体的に利用可能な計画とする。

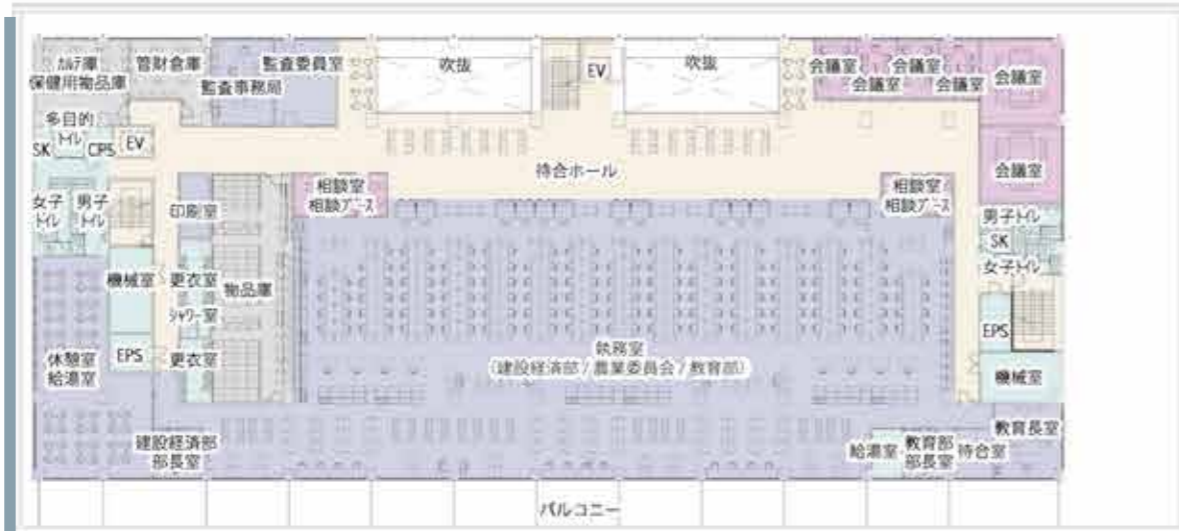
新庁舎の基本設計にあたって、市は昨年10月に（株）梓設計と契約し、平成30年度に策定した基本計画（広報令和元年5月1日号掲載）や執務環境現状調査の結果、そして市議会から頂いた提言書等を基に素案を作成し、検討を重ねてきました。この中で、各階のフロア平面図（案）等については、ホームページ等でお知らせしてきましたが、おむね内容がまとまりましたのでお知らせします。今年度はこの基本設計を基に、より詳細な実施設計に入る予定です。※基本設計段階での内容は実施設計の中で変更となる場合があります。



# 平面計画

※基本設計段階での平面計画であり、今後の実施設計の中で変更となることがあります。

市民交流エリア 執務空間 会議室・相談室 議会部門 倉庫等 WC・機械室等 廊下



## レイアウト変更可能な大スパンの執務室

- ①専門性のある建設経済部と教育部を配置する。
- ②用途に応じ多目的に利用できる会議室を設ける。
- ③1階から3階まで繋がる吹抜に面して、簡易な打合せが可能な打合せスペースを設ける。
- ④職員が働きやすい環境を整備するため、執務室に近接した位置に休憩室を計画する。

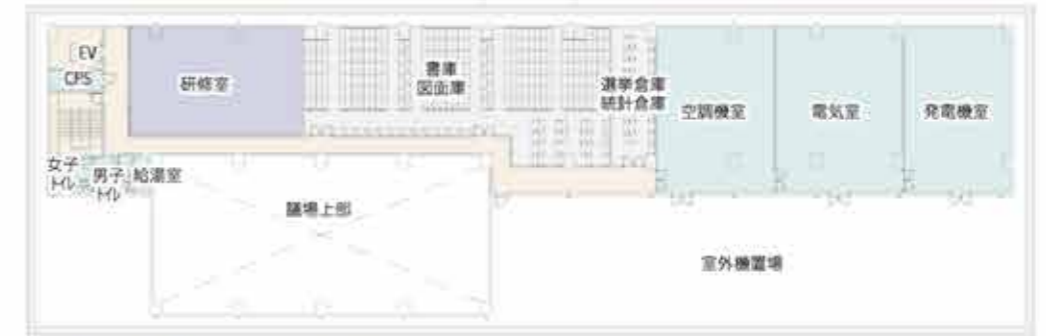
2F



## 市民窓口を1階に集約した窓口計画

- ①市民の利用頻度の高い市民部・健康福祉部・会計課の窓口を1階に集約し計画する。
- ②玄関から一目でわかる位置に総合案内、市民窓口を設け、窓口は車椅子対応カウンター等、利用者に応じた様々なタイプの窓口を計画する。
- ③市民のプライバシーに配慮し、間仕切りパネルの設置や個室相談室を配置する。
- ④情報の町家（仮称）に地域の特産品の展示やまちの観光情報を発信するPRコーナーを設ける。

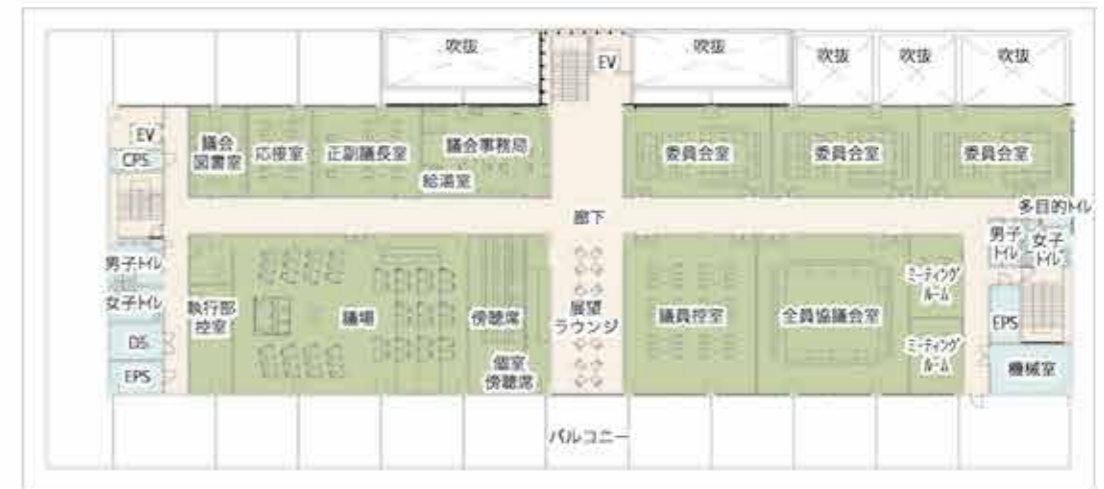
1F



5F

## 効率的な設備スペースの集約

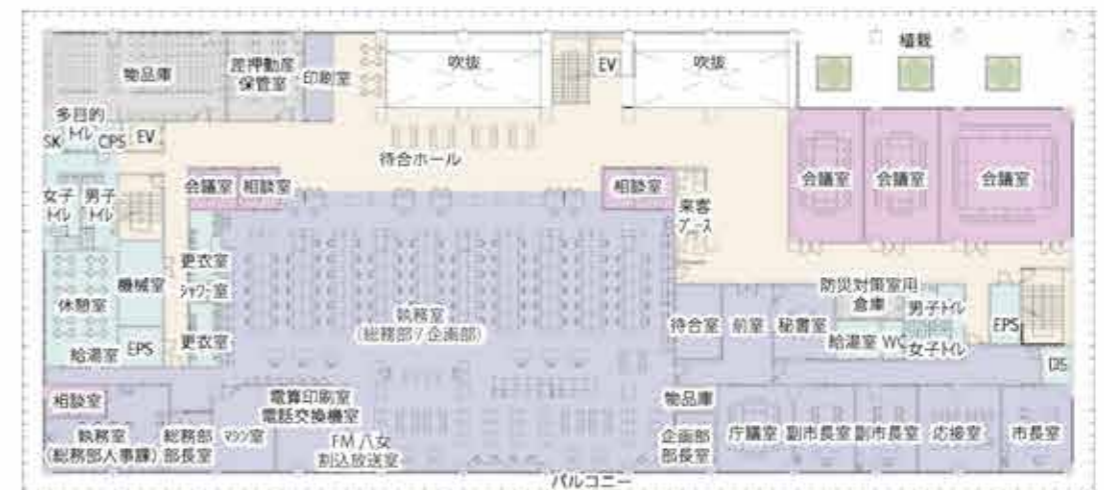
- ①振動・騒音などに配慮し、最上階に設備スペースを集約して配置する。
- ②集密書架を設置し効率的な収納計画とする。



## 独立性を確保した議会エリア

- ①独立性を確保するため、議会エリアを集約して配置する。
- ②誰もが利用しやすい開かれた議会を目指し、車椅子やベビーカー利用者に配慮したスロープの設置や親子連れ対応の個室傍聴席を計画する。
- ③市民が気軽に利用できる展望ラウンジを南側に計画する。

4F



## 迅速に機能転換する執行部エリア

- ①専門性のある企画部と総務部を配置する。
- ②市長室、副市長室、庁議室、防災安全課、及び災害対策室として機能する大会議室を3階に集約配置し、災害時に迅速に災害対策本部へと機能転換可能な計画とする。

3F